

可児市空き家等対策協議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第3項の規定に基づき、可児市空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故等あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な協力を求めることができる。

6 市長はあらかじめ指名する者を、その代理人として協議会に出席させることができる。

(協議会の庶務)

第4条 協議会の庶務は、建設部施設住宅課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は平成29年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年6月28日から施行する。